

九州産業大学オープンアクセス方針

令和5年4月1日 大学長裁定

令和6年4月1日 短期大学部学長裁定

(趣旨)

- 1 九州産業大学及び九州産業大学造形短期大学部（以下「本学」という。）は、本学の創立100周年に向けたビジョン「新たな知と地をデザインする大学へ—もっと意外に。もっと自由に。—」に基づき、開かれた大学としてその研究成果を学内外に広く公開し、学術研究の発展に寄与するとともに、地域・社会への説明責任を果たすことを目的として、オープンアクセスに関する方針を定める。

(研究成果の公開)

- 2 本学に在籍する教職員（以下「教職員」という。）の研究成果は、原則的に「九州産業大学学術リポジトリ」（以下「リポジトリ」という。）に登録することとする。ただし、それ以外の方法（オープンアクセスジャーナル、出版社・学協会等が発行する学術雑誌等、当該研究成果の作成者（本人以外の共著者等）が所属する機関のリポジトリ等）で公開する場合は、それも認められる。

(適用の例外)

- 3 著作権等のやむを得ない理由によりリポジトリによる公開が不適切であるとの申し出が教員からあった場合、本学は、当該研究成果を公開しない。

(適用の不遡及)

- 4 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

(リポジトリへの登録)

- 5 教職員は、研究成果についてリポジトリへの登録を希望する場合、できるだけすみやかにリポジトリ登録が許諾される著者最終稿等の適切な版を本学に提供する。リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、「九州産業大学学術リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

(その他)

- 6 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。